

債権管理について（検討メモ）

（１）課題

現在、「債権管理適正化指針」に基づき、所管課において回収の強化等、債権管理の適性化に取り組んでいるが、その実効性をより一層高めるため、どのような方策があるか。

（２）論点

①債権回収をより進めるための方策について

- ・収入未済額の約 9 割を占める府税や府営住宅の使用料、中小企業への資金貸付金等は、強制徴収や明渡訴訟等の法的措置や、サービサーへの委託等で対応。
- ・残り 1 割の小口の債権を管理する所管課では、回収や訴訟のノウハウが十分蓄積されていないことなどから、「指針」において債権管理の基本事項をルール化。
- ・さらに債権回収を進めるために、実効性ある手法や考え方を整理し、提示すべきではないか。
- ・個々の債権ごとに回収の目標を設定する方が効果的か。

②努力しても回収できない債権の整理について

- ・法令に基づく手続き（徴収停止、履行期限の延長等）を進めるため、具体的な手法や考え方を整理すべきではないか。
（所在不明への対応、財産所有の確認等）

③さらに効果的な対応について（今後の検討課題）

- ・貸付等を行った所管課が、個々の債権の性質や状況をふまえ、管理から回収まで一元的に対応すべきではないか。
- ・所管課と別に、より専門性を発揮し、集中的に債権回収を行う体制が必要か。

⇒ これらの課題については、引き続き、全庁で組織する「債権管理推進連絡会議」で検討することとしてはどうか。

資料

- ・「大阪府債権管理適正化指針」及び「指針概要版」
- ・不納欠損額及び収入未済額の推移
- ・貸付金等調査とりまとめ一覧表（平成 19 年度決算ベース）
- ・議会答弁